

京都市告示第 408 号

生活保護法第50条の2の規定により、次の医療機関及び施術者から変更、廃止及び再開の届出がありました。

平成16年12月28日

京都市長 榊本頼兼

施術者所在地変更

施術者の名称	施術所の名称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
宮永 智治	宮永接骨院	西京区桂坤町50-22	西京区松尾大利町80-1	平成16年10月8日

医療機関廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
山口内科医院	北区上賀茂榊田町 8 7	平成16年10月31日
一色形成外科	北区紫野雲林院町 1 8 の 1	平成16年10月31日
(医)社団 西澤医院	上京区千本通寺之内下ル西五辻北町 4 5 4 の 1	平成16年10月31日
しばの整形外科	左京区吉田下大路町 3 1 の 2	平成16年10月28日
趙原診療所	伏見区竹田中川原町 6 2	平成16年11月11日
山上歯科診療所	下京区塩小路通烏丸西入 新京都センタービル 5階	平成16年11月30日

施術者廃止

名 称	所 在 地	施術者	廃止年月日
上賀茂整骨施術院	北区上賀茂向繩手町 6 2 番地 の 1	田中 敦史	平成16年9月30日
かわむら整骨院	伏見区墨染町 6 8 6 - 1	島邑 裕樹	平成16年10月31日

医療機関再開

名 称	所 在 地	再開年月日
ファーマシイ中央薬局	中京区壬生東高田町 4 4 の 1	平成16年10月12日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)